

石炭対策特別委員会議録 第三号

昭和三十九年二月二十日(木曜日)

午前十時四十一分開議

出席委員

委員長 中村 寅太郎

理事 有田 喜一君 理事 上林 榮山吉君

理事 神田 博君 理事 中川 俊恩君

理事 滝井 義高君 理事 中村 重光君

理事 守江 正一君 周東 英雄君

理事 野見山 清造君 田中 六助君

理事 八木 昇君 三原 朝雄君

出席 通商産業大臣 神田 一君

出席 通商産業大臣 神田 一君

出席 通商産業大臣 神田 一君

出席 通商産業大臣 神田 一君

出席 通商産業大臣 神田 一君

出席 通商産業大臣 神田 一君

出席 通商産業大臣 神田 一君

出席 通商産業大臣 神田 一君

出席 通商産業大臣 神田 一君

出席 通商産業大臣 神田 一君

出席 通商産業大臣 神田 一君

出席 通商産業大臣 神田 一君

出席 通商産業大臣 神田 一君

出席 通商産業大臣 神田 一君

出席 通商産業大臣 神田 一君

出席 通商産業大臣 神田 一君

出席 通商産業大臣 神田 一君

出席 通商産業大臣 神田 一君

出席 通商産業大臣 神田 一君

出席 通商産業大臣 神田 一君

出席 通商産業大臣 神田 一君

出席 通商産業大臣 神田 一君

出席 通商産業大臣 神田 一君

出席 通商産業大臣 神田 一君

出席 通商産業大臣 神田 一君

出席 通商産業大臣 神田 一君

出席 通商産業大臣 神田 一君

出席 通商産業大臣 神田 一君

出席 通商産業大臣 神田 一君

出席 通商産業大臣 神田 一君

去る二月十日付託になりました内閣提出、石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案を議題として、まず政府に提案理由の説明を求めます。福田通商産業大臣。

石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案

石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の法の一部を改正する法律案

石炭鉱害賠償担保等臨時措置法(昭和三十八年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条に次の二項を加える。

2 政府は、必要があるときと認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、基金に追加して出資することができる。

3 基金は、前項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

附 則

この法律は、公布日から施行する。

理由

鉱害賠償基金に対する政府の追加出資に関する規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

石炭鉱害賠償担保等臨時措置法は、昨年、第四十三国会におきまして、石炭鉱業及び亜炭鉱業による鉱害について、鉱害賠償のための十分な担保をあらためて積み立てさせ、賠償担保制度を充実させるとともに担保として積み立てられた資金に政府資金を加えたものを財源として、賠償資金融資を行ない、鉱害の被害者の保護を厚くすると同時に、石炭鉱業及び亜炭鉱業の健全な発達に資することを目的として制定されたものであります。

この制度の実施につきましては、昨年七月、三億円全額政府出資の特殊法人として鉱害賠償基金を設立し、その促進につとめておりますが、最近の石炭鉱業の合理化の進展に伴い、累積している鉱害の処理の促進が強く要請されている一方、石炭鉱業における鉱害賠償資金の確保がきわめて困難な実情にあるため、鉱害賠償資金融資制度の一その活用をはかることが緊急の課題となつております。

来年度における石炭鉱業及び亜炭鉱業による鉱害の賠償につきましては、賠償義務者負担額として約三十四億円が予定されておりますが、このうち約十億円につきましては、最近の石炭鉱業及び亜炭鉱業の実情にかんがみ、鉱害賠償基金が貸し付けを行なうことが必要でありまして、この貸し付けの財源を確保するため、鉱害賠償基金に対し、政府が一億円追加して出資することがぜひとも必要であります。

この改正案の内容は、鉱害の賠償を促進するため、鉱害賠償基金に対し、政府が追加して出資することができるようとするものであります。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同あらんことを切望する次第であります。

なお、最初に発言をお願いいたします。本日は、これにて散会いたします。

○中村委員長 本案に対する質疑は後日に譲ることとし、次回は公報をもってお知らせいたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前十時四十四分散会

石炭対策特別委員会議録第二号中正誤

一 行 誤 正

二 通商産業大臣 通商産業事務官 務官

三 務官 務官

四 務官 務官

五 務官 務官

六 務官 務官

七 務官 務官

八 務官 務官

九 務官 務官

一〇 務官 務官

一一 務官 務官

一二 務官 務官

一三 務官 務官

一四 務官 務官

一五 務官 務官

一六 務官 務官

一七 務官 務官

一八 務官 務官

一九 務官 務官

二〇 務官 務官

二一 務官 務官

二二 務官 務官

二三 務官 務官

二四 務官 務官

二五 務官 務官

二六 務官 務官

二七 務官 務官

二八 務官 務官

二九 務官 務官

三〇 務官 務官

三一 務官 務官

三二 務官 務官

三三 務官 務官

三四 務官 務官

三五 務官 務官

三六 務官 務官

三七 務官 務官

三八 務官 務官

三九 務官 務官

四〇 務官 務官

四一 務官 務官

四二 務官 務官

四三 務官 務官

四四 務官 務官

四五 務官 務官

四六 務官 務官

四七 務官 務官

四八 務官 務官

四九 務官 務官

五〇 務官 務官

五一 務官 務官

五二 務官 務官

五三 務官 務官

五四 務官 務官

五五 務官 務官

五六 務官 務官

五七 務官 務官

五八 務官 務官

五九 務官 務官

六〇 務官 務官

六一 務官 務官

六二 務官 務官

六三 務官 務官

六四 務官 務官

六五 務官 務官

六六 務官 務官

六七 務官 務官

六八 務官 務官

六九 務官 務官

七〇 務官 務官

七一 務官 務官

七二 務官 務官

七三 務官 務官

七四 務官 務官

七五 務官 務官

七六 務官 務官

七七 務官 務官

七八 務官 務官

七九 務官 務官

八〇 務官 務官

八一 務官 務官

八二 務官 務官

八三 務官 務官

八四 務官 務官

八五 務官 務官

八六 務官 務官

八七 務官 務官

八八 務官 務官

八九 務官 務官

九〇 務官 務官

九一 務官 務官

九二 務官 務官

九三 務官 務官

九四 務官 務官

九五 務官 務官

九六 務官 務官

九七 務官 務官

九八 務官 務官

九九 務官 務官

一〇〇 務官 務官

昭和三十九年二月二十四日印刷

昭和三十九年二月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局